

条 例

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和三十年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例

第一条中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「より分担金」を「よる分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項の規定による特別徴収金」に改める。

第六条を削る。

第七条中「当てる」を「充てる」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第八条 県は、国からの補助金の交付を受けて行う事業であつて別に知事が指定するものの施行につき、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第三条に規定する資格を有するものが、当該土地の全部又は一部について当該工事の完了につき法第一百三十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。次項において「工事完了公告日」という。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過しない間に農地以外への転用を行った場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田を行った場合には、その者から、当該事業について国から交付された補助金の額及び県が負担した額をその者が法第三条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われた場合において当該転用に伴い遊休化した施設を目的外用途に活用したことにより生じた収入があつたときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定に基づく県営土地改良事業（以下この項

において「機構関連事業」という。）の施行につき、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して八年を経過しない間に法第九十一条の二第六項各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める場合に該当する行為があつたときには、その者から、当該機構関連事業について国から交付された補助金の額及び県が負担した額を当該行為に係る土地の面積に応じて割り振つて得られた額（当該行為により遊休化した施設を目的外用途に活用したことにより生じた収入があつたときは、当該収入金額のうち当該行為に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

3 知事は、前二項の特別徴収金（以下この項から第五項までにおいて「特別徴収金」という。）を徴収する場合にあつては、当該特別徴収金の徴収を受ける者に特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知するものとする。

4 知事は、第一項に規定する場合において転用に係る面積が知事の指定する面積を超えないときその他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、特別徴収金を免除することができる。

5 特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。

6 第一項の規定による特別徴収金の徴収については第二条第二項、第六条及び第七条の規定を、第二項の規定による特別徴収金の徴収については第六条及び第七条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。